令和4年第4回甲良町議会臨時会会議録

令和4年10月28日(金曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 承認第12号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償

の額を定めることについて)

第4 議案第60号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第5号)

第5 議案第61号 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについて

◎会議に出席した議員(10名)

1番	小	森	正	彦	2番	岡	田	隆	行
3番	Щ	田		充	4番	Щ	田	裕	康
5番	野	瀬	欣	廣	6番	阪	東	佐智	冒男
8番	木	村		修	9番	建	部	孝	夫
10番	西	澤	伸	明	11番	宮	嵜	光	_

◎会議に欠席した議員(1名)

7番 丸 山 恵 二

◎会議に出席した説明員

町 長	野	瀬	喜久男	教 育 長	青	Щ		繁
総務課長	中	村	康 之	教育次長	中	Ш	雅	博
企画監理課長	熊	谷	裕二	学校教育課長	寺	田	喜	生
保健福祉課長	Щ	崎	志保美	社会教育課長	望	月		仁
総務課参事	村	田	茂典	建設水道課長補佐	寺	居	友	彦

◎議場に出席した事務局職員

事務局長橋本浩美 書 記 山脇理恵

(午前10時45分 開会)

○宮嵜議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和4年第4回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員、8番 木村議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和4年第4回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件につきまして、その概要 をご説明申し上げます。

承認第12号は、過日発生をいたしました道路上に埋設した防火水槽の蓋が原因の自動車損傷事故が発生し、その損害賠償を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第60号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算(第5号)で1億1,203万6,000円を追加いたし、補正後の予算総額を41億6,138万8,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、財政調整基金繰入金2,069万6,000円、地方創生臨時交付金2,907万5,000円、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金6,226万5,000円を増額いたし、歳出では、住宅自然災害支援金で700万円、社会福祉費の子育て世帯臨時特別支援給付金6,040万円、生活応援、失礼しました、甲良町生活応援臨時給付金2,000万円、除雪委託で1,000万円などを追加するものであります。

議案第61号は、財産の減額譲渡につき、議決を求めることについてで、 財産の減額譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号に基づき、議会 の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提案をいたしました案件について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○宮嵜議長 次に、日程第3 承認第12号を議題とします。 議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第12号 専決処分につき、承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

令和4年10月28日。

甲良町長。

〇宮嵜議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

〇村田総務課参事 失礼します。専第11号でございます。損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、 その承認を求めるものでございます。

この損害賠償の額を定めることについて。

物損事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

- 1 相手方。記載のとおりでございます。
- 2 事故の概要 令和4年6月28日火曜日午前11時頃、道路に埋設された防火水槽の蓋が何らかの原因により浮き上がり、道路走行中の相手方社員が運転する相手方所有の自動車がそれに乗り上げ、その底面に損傷を与えたもの。

損害賠償額 金35万5,300円。

以上でございます。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。 これより承認第12号を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、承認第12号は承認されました。

次に、日程第4 議案第60号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第60号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。 上記の議案を提出する。

令和4年10月28日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。議案第60号についてご説明申し上げます。 令和4年度甲良町一般会計予算(第5号)でございます。議案書、予算の1 枚おめくりください。第1条でございます。

歳入歳出それぞれ1億1,203万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,138万8,000円とするものでございます。

1ページの方へお願いいたします。

第1表でございます。歳入の部、14款 国庫支出金、補正額9,134万円、18款 繰入金、補正額2,069万6,000円、歳入合計1億1,203万6,000円の補正額でございます。おめくりください。

歳出の部でございます。2款 総務費、補正額700万円、3款 民生費、補正額9,503万6,000円、8款 土木費、補正額1,000万円、 歳出合計1億1,203万6,000円でございます。

以上になります。

- **〇宮嵜議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 まず、7ページですけども、3事業、上の6ページと比較しながら見てもらうと分かりますけども、3事業、これの合計の9,134万円が国の国庫で支出をされます。その対象外になる支出、つまり7ページでそれぞれ計上されている項目がありますが、その補助の対象にならない部分はどこなのか。補助にならない部分だけを指摘していただいたら結構です。それが1つです。

それからもう一つは、再議で可決した国の対象としている以外の世帯の1世帯5万円の給付の件ですけども、この点で町長の認識をお尋ねしたいんですけど、この説明書類の町民向け給付金についてというところに①②がありますが、①を見て、それと②のところは、給付対象を合理的な範囲とするというようになっています。議員が提案して、再議で可決をした部分も合理的な範囲というように理解をできるところだと思います。つまり、合理的な範囲というのは、自治体が合理的に考えて範囲を定めるという点では、国が対象としている以外のところに手当てをする、しかも、今の高騰物価、物価高騰が急激に上昇しています。そういう点でも、それからコロナで苦しんでおられる方はこれ3年以上続いています。そういう点で、町が手当てをするという点では範囲を無限定にしているわけではありませんので、この対象とできるというように理解できるんじゃないかと思いますが、見解2つ、まずお願いします。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 関連しますので、私の方から一括して説明申し上げます。

国庫の歳入の1目、2目 9,134万円が今回の国庫の総額でございます。それから歳出では、3款 民生費、1項、1目、16目、18目、そこに財源内訳の中の国庫支出金を見ていただきますと9,134万円、同額でありますので、オール国庫財源を充てているものでございます。したがいまして、今日の給付金の説明資料の合理的な範囲というのは、一応国からの地方創生臨時交付金を財源とした国庫をそれぞれ支出項目に充てているという、それをもちまして合理的な範囲という表現をさせていただきました。以上です。

- **〇宮嵜議長** 西澤議員。
- ○西澤議員 それで、その説明は分かりました。同時に、歳入のところで繰入金、これを、財政調整基金を今回新しく2,069万6,000円を取り崩して入れています。これとの関係では、全部が支出については、国庫から手当てをされますけども、その分も繰り入れられていますが、この関係の説明をお願いします。
- 〇宮嵜議長 総務課参事。
- 〇村田総務課参事 失礼します。今回一般財源としまして、財政調整基金繰入金2,069万6,000円を取り崩させていただいています。これを充てています事業につきましては、7ページでいきますと総務費、総務管理費の諸費であります自然災害の支援金、こちら700万円、そして7ページ、一番最後のところ、民生費の児童福祉費の児童措置費で保育士派遣業務369万6,000円。そして、めくっていただきました土木費の道路橋梁費、道

路橋梁維持費で除雪委託として1,000万円上げさせていただいています。 この3つの事業を合わせたものが、こちら歳入で言いますところの財政調整 基金繰入金2,069万6,000円というふうになっております。

- ○宮嵜議長 西澤議員。3回目ですので、まとめてお願いします。
- ○西澤議員 はい、分かりました。 それで、財政調整基金のこの2,000万余りを取り崩した後の残高は幾らになる見込みになりますか。
- 〇宮嵜議長 総務課参事。
- **〇村田総務課参事** 申し訳ありません。現時点でちょっと資料を持ち合わせませんので、また、後ほど提示させていただきます。
- **○宮嵜議長** ほかにありませんか。 町長。
- ○野瀬町長 全協でいただいた3,500万の議論は、全協でお答えしたとおりでありまして、今回は、4号、5号補正を提案しておりますので、その範囲内で答弁をさせていただいているわけであります。
- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。 山田裕康議員。
- ○山田裕康議員 西澤議員から質問があった3,500万なんですけど、町民の方からいろいろ聞かれます。いつ頂けるのかということを一応質問されておりますので、その点について、ちょっと町長にはっきりと聞きたいんですけど、これについては、もう確実に100%やるということでよろしいんですか。
- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 全協でも申し上げましたとおり、議決事項としてはしっかり受け 止めております。その上で、町長が予算執行の執行権がありますので、最終 的に私が判断をするということでございます。
- ○宮嵜議長 ほかにありませんか。 木村議員。
- ○木村議員 すいません。今の答弁で非常に、私、また悩まされておりますので、先ほど全協のときに岡田議員が質問されたことに関して、それなりの答弁をいただけたら私自身は判断しやすいというふうに思うんですけど、今の答弁やったら、またちょっと、そう、すぐに、いわゆる、議決されるわけですけど、もう1回、ちょっと町長の思いをお願いできませんか。
- ○宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 今回は、5号補正の提案をさせていただいておりますので、既に5,500万の給付事業は議決案件でありますので、分けて考えていただ

きたいと思います。

〇宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 この5号補正については、趣旨の内容からいって、国の補助金、 国庫支出を適用して臨時交付金などが対象となっています。その点でも、これを確実に実行すること、それから、全協で申し上げました対象範囲、所得 控除後の課税所得を対象にするのか、課税所得前の所得を対象にするかで大 きく分けます、分かれます。そういう点で、所得控除を引く前の金額になる と、かなり大きな金額でなります。そうしますと、200万というのは、う んと絞られてきます。逆に所得控除を差し引いた後の200万になりますと、 家族数が多い方やら含めて対象が広がるという点で、ぜひ厳密に見ていただ

いて作業をしていただきたい、この点ではお願いをしたいと思います。

同時に、先ほどの質問の中でも、再議で可決をした国の対象外の5万円給 付、これは速やかに、今、政府の方でも支援策の34兆円が39兆円に膨れ 上がるということで対象に広がっていますが、それは生活支援だけではあり ませんけれども、臨時交付金が積み増されるという見通しも出ています。そ の点も見ながら、町の財政の逼迫度合い、それから財政調整基金を、だけを 頼りにするということにはならないという展望を持っていただいて、再議の 議決をぜひ尊重して、事務事業の執行に当たっていただきたい。確かに職員 の皆さんには、その抽出作業等々大変大きな負担になりますけれども、だけ ども、その分は、やはり町民の皆さんが困っているところに手当てをすると いう点では期待をされていますし、喜ばれるところですので、その部分、背 中に負っていただいて作業していただきたいなと思いますので、ぜひとも、 政府が対象としている以外のところ、本当に声が大きいんです。逆に、暮ら しに関わる直接の支援策が絞られるという点では、財政が苦しい中でこの5 万がええのかという点では分断が起こります。ですから、やはり速やかにこ の町の支援策の2,000万円の執行をすると同時に、議決でされた内容も 速やかに実行するという方向でかじを切ってもらって、入って作業に入って いただきたいというのを申し上げて、この部分、補正5号については賛成さ せていただきます。

- 〇宮嵜議長 ほかにありませんか。木村議員。
- ○木村議員 私、賛成討論とさせていただきたいと思いますが、この5号補正

だけを見ていると、これで十分かなというふうに思うんですけど、全協のときに説明がありました町民向け給付金のことで、400世帯5万円ずつの2,000万というふうに思って企画された、あるいは、4ページというふうに書いていますけど、説明文の、200万以下云々、世帯合計所得が200万円以下いうのは非常に、世帯所得制限としては、今、西澤議員も言われたように、どこの部分でどの金額を見ての200万円以下なのかというのも問題があろうかと思います。

それともう一つ、これは5ページのお米を配るという案がありますのやけど、これはあまりよろしくないかなと思うので、またもう一度熟考していただきたいというふうに思いますが、岡田議員が言われたクーポンというのも一手かなと思います。クーポンやったら、このお米を配る必要もないし、クーポン券配ったら町内で消費、使っていただけると、使うお店があまりないというのが前々からの問題点ではありますけど、そこら辺をもう一度考えていただいて、よろしくお願いしたいというふうに思って、賛成討論とさせていただきます。

〇宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第5 議案第61号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第61号 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年10月28日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

〇村田総務課参事 財産の減額譲渡につき、議決を求めることについて。

次のとおり財産の減額譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号に

より、議会の議決を求める。

財産の種別、土地。財産の所在、登記地目及び地積、犬上郡甲良町大字小川原字東川原。地番808番64。地目、雑種地。地積、25平方メートル。相手方の所在地及び氏名については、記載のとおりでございます。

譲渡価格については7万5,000円。

減ずる額については、13万9,285円とさせていただいております。 減額の理由としましては、当該土地は、地形狭長であり、単独利用が困難 な土地である上、その面積が小規模であり、町での利用が見込めないことか ら、その隣接所有者に売り払うものであり、町基準に基づき減額譲渡するも のであります。

以上であります。

- **〇宮嵜議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 全協での小森議員の質問に関してですけども、議会に承認を求める事案とそうでない事案、専決も最後は専決した後、承認を求めますけども、承認を求めずに売買ができるというケース、つまり、合理的に定めた譲渡の要綱、土地の町有地の譲渡の要綱、これに基づいて公正に売却ができれば、これは端数地がまだまだ存在しているというように思います。隣地以外に利用はされないと思いますので、その点での要綱の根本的な見直し、これ、ただで、無償で譲渡するというわけにはいかないかもわからないんですけども、安価で提供して端数地を処分していくという作業の方向、これは以前から提起されているやつですけど、なかなか進んでないです。ですから、そこを要綱の根本的な見直しが要るのかどうか。

それからもう一つは、議会にかける議案と、それから、そうでなくて、行政と相手方との間で契約が交わせればそれで成立する、ないしは専決処分で成立するという案件があるんだと思いますが、その2つの方向はどこで線を引くのかという説明をお願いします。

- 〇宮嵜議長 総務課参事。
- ○村田総務課参事 今回の議案、書かせていただきますように、自治法96条の第1項第6号、こちらに基づいて議決を求めさせていただいているものでございます。この条文の方なんですけれども、条例に規定のあるもの以外で、適正な対価でなく貸し付けたり、譲渡したり、権利を設定したりする場合は議決が必要ですよというのが96条の規定なんですけれども、今ありましたように、議決の仕方そのものについては、専決処分といった形で次回に報告するという方法もないことはないですし、あとは、条例で仮に条例化されましたら、こういう条件のもとの場合の契約については議決を要しないという

ような内容の条例化がされました場合であると、この96条の第1項第6号 の規定に基づく議決というのは不要になってくるというふうに考えておりま す。

あと線引きというのは、なかなか難しいところもございますので、仮に条例化する場合でしたら、条例でしっかりうたう必要があろうかと思いますし、 専決処分についても同様かなというふうには思っております。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 その条例化ですけども、以前からずっと課題になってきているわけですけども、条例を制定して、こういう場合には減額をしていく、こういう方法で減額していくという方法の条例が制定されれば、一々可決する必要がないと、議会に諮る必要がないということで、その作業の進める点では、展望、早期にする必要があると思うんですけども、そこはどうですか。
- 〇宮嵜議長 総務課参事。
- ○村田総務課参事 条例化の方については、ちょっと内部でも若干の検討はさせていただいておりますので、急ぎます、作業を急ぎまして、可能であれば12月のときに案を示させていただいて、それで一定ご了承いただけるようであれば、3月議会に正式に上げていけたらなというふうには考えているところでございます。
- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 計論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第61号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会第4回臨時会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

本日、提案をいたしました承認第12号の損害賠償を定めることについて、

議案第60号の令和4年度一般会計補正予算(第5号)、議案第61号の財産の減額譲渡につき議決を求めることについての3件につきまして、いずれも原案のとおり承認可決をいただき、ありがとうございました。

年度後半に入ってまいりますので、本日可決いただきました予算の計画的 執行と日常業務の推進に努力をしてまいりたいと存じます。ひと月後に は、12月定例議会の日程も決まっているところです。

晩秋に入りまして、だんだん寒くなってまいります。健康にご留意をいた だきますようお願い申し上げ、臨時議会閉会に当たりましての挨拶とさせて いただきます。ありがとうございました。

○宮嵜議長 これをもって、令和4年第4回甲良町議会臨時会を閉会します。 ご苦労さまでした。

(午前11時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 宮 嵜 光 一

署名議員阪東佐智男

署名議員木村修